

区域線凡例	
① - ②	汀線界
② - ③	図上確定線界
③ - ④	土地所有別界 (国・私)
④ - ⑤	地番界
⑤ - ⑥	道路敷 (含む) 界
⑥ - ⑦	地番界
⑦ - ⑧	道路敷 (除く) 界
⑧ - ⑨	地番界
⑨ - ⑩	土地所有別界 (環境省)
⑩ - ⑪	道路敷 (含む) 界
⑪ - ⑫	道路敷 (除く) 界
⑫ - ⑬	地番界
⑬ - ⑭	土地所有別界 (環境省)
⑭ - ⑮	土地所有別界 (国・私)
⑮ - ①	国有林小班界



1:5,000	
0 50 100 200 m	
告示年月日	
告示番号	



区域線凡例

① - ②	土地所有別界 (環境省)
② - ③	道路敷 (含む) 界
③ - ④	実測線界
④ - ⑤	土地所有別界 (環境省)
⑤ - ⑥	国有林貸付地界
⑥ - ⑦	土地所有別界 (環境省)
⑦ - ⑧	実測線界
⑧ - ⑨	土地所有別界 (環境省)
⑨ - ①	汀線界

1:5,000

0 50 100 200 m

告示年月日	
告示番号	

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表7：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
65	駐車場	青森県十和田市(子ノ口)	奥入瀬溪流の探勝利用の拠点として整備する。

(ウ) 道路

a 歩道

次の歩道を追加する。

(表 8 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針
29	自籠岩線道路	起点—青森県十和田市 (休屋集団施設地区) 終点—青森県十和田市 (占場)	自籠岩	休屋集団施設地区を起点として十和田湖中山半島占場までの探勝歩道として整備する。
30	わんぱく線道路	起点—青森県十和田市 (休屋) 終点—青森県十和田市 (十和田湖中湖東方) 起点—青森県十和田市 (休屋) 終点—青森県十和田市 (十和田湖中湖西方)		十和田湖中湖方面までの探勝歩道として整備する。

次の歩道を削除する。

(表 9 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要 経過地	告示年月日	理由
7	駒ヶ峯線	起点—青森県十和田市 (猿倉温泉・歩道分岐点) 終点—青森県十和田市 (駒ヶ峯南方・歩道合流点)	駒ヶ峯	昭和 55 年 3 月 14 日	整備及び維持管理の見込みが無いため。
20	元山峠線	起点—秋田県鹿角郡小坂町 (銀山) 終点—秋田県鹿角郡小坂町 (元山峠・歩道合流点)		平成 12 年 10 月 19 日	整備及び維持管理の見込みが無いため。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表 10 : 道路 (歩道) 表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
8	南八甲田縦走線	起点—青森県十和田市 (猿倉温泉) 終点—青森県平川市 (櫛ヶ峯) 終点—青森県平川市 (御鼻部山)	黄瀬菴、大谷地	昭和 62 年 3 月 30 日	8	南八甲田縦走線	起点—青森県十和田市 (猿倉温泉) 終点—青森県平川市 (櫛ヶ峯)	黄瀬菴	南八甲田連峰 登山の主要ルートとして整備する。	整備及び維持管理の見込みが無い ため。

(エ) 運輸施設

次の運輸施設を次のとおり変更する。

(表 11：運輸施設変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要 経過地	告示日	番号	路線名	区間	主要 経過地	整備方針	
5	十和田湖線（船舶運送施設）	起点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（宇樽部） 終点－青森県十和田市（子の口） 終点－秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）	生出	昭和 55 年 3 月 14 日	5	十和田湖線（船舶運送施設）	起点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（休屋集団施設地区） 終点－青森県十和田市（宇樽部） 終点－青森県十和田市（子の口） 終点－秋田県鹿角郡小坂町（大川岱）		休屋集団施設地区を起点として、各区間の連絡及び湖上探勝ルートとする。	使用していない航路を削除するもの。

利用施設計画変更図位置図

